

【施設基準に関するご案内】

夜間・早朝等加算

- ①当院は、月・火・木・金の9:00～12:00、13:30～18:00、土曜の9:00～12:00を診療時間と定めています。
- ②厚生労働省の規定により土曜12:30～17:00は夜間・早朝等加算50点が適用されます。

土曜:午後診療の初・再診に加算 50点

物価対応料(1日つき)

	(R8.6月以降)	(R9.6月以降)
初診	2点	4点
再診	2点	4点

- ①国が定める基本診療料（初診料・再診料等）の算定基準を正しく満たしているすべての医療機関が対象。
（特別な人員配置等の要件はありません）
- ②令和8年度及び令和9年度における物価上昇に段階的に対応するため、基本診療料の算定に併せて算定できます。

明細発行体制等加算

- ①当院では医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。
- ②明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されております。
- ③明細書の発行を希望されない方は、受付にてその旨を申し出ください。